

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年十月四日

岡山県知事 石 井 正 弘

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 堀南ショッピングセンター

所在地 倉敷市堀南六九七-1ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 氏名 山本 浪子

住所 倉敷市堀南七〇三-二

(2) 名称 株式会社仁科百貨店

住所 倉敷市水島東常盤町一〇-五

代表者の氏名 代表取締役 仁科 正己

### 3 変更事項

(変更前)

(1) 開店時刻 午前十時

(2) 閉店時刻 午後十時（ただし、株式会社チヨダは午後九時）

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前十時から午後十時

(変更後)

(1) 開店時刻 午前〇時（ただし、株式会社チヨダ、株式会社ワッツ及び有限会社はら生花店は午前十時）

(2) 閉店時刻 午後十二時（ただし、株式会社チヨダは午後九時、株式会社ワッツ及び有限会社はら生花店は午後十時）

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前〇時から午後十二時（ただし、第二、第四及び第五駐車場は午前六時から午後十時）

### 4 変更年月日

平成十四年十月五日

## 二 届出年月日

平成十四年九月二十六日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

平成十四年十月四日から平成十五年二月四日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課